

# 鈴鹿亀山地区 広域連合広報

第41号

平成26年12月発行

目次	消費生活センターからのお知らせ	P1
	介護保険からのお知らせ	P2~6
	介護相談員だより	P7
	広域連合議会の動き・財政状況	P8

## 消費生活センターからのお知らせ

### 「買え買え詐欺」にご注意!

Q

先日、太陽光発電開発会社の社債のパンフレットと申込書が入った封書が届きました。その後、証券会社を名乗る人から「パンフレットが届いた選ばれた人しか買えない。代わりに買ってくれたら、倍の値段で買い取る。」という電話がかかってきました。本当でしょうか。



A

販売業者や買取業者などの複数の業者が共謀して購入させる劇場型勧誘の**買え買え詐欺**です。お金を支払ってしまうと、すぐに業者と連絡が取れなくなり、倍の値段で買い取ってもらうどころか、支払ったお金を取り戻すことすら難しくなります。「興味がありません」「お断りします」ときっぱり断りましょう。

### ワンポイントアドバイス

社債や未公開株などの金融商品に限らず、老人ホーム入居権、東京オリンピック関連やエネルギー資源への投資など、手口はますます巧妙化、悪質化しています。

「パンフレットが届いていないか」「代わりに買ってくれ」などの電話は、**買え買え詐欺**です。相手にせず、すぐに電話を切りましょう。



### センターに TELして解決 消費者トラブル

消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込み

### 鈴鹿亀山消費生活センター

鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL 059-375-7611

FAX 059-370-2900 E-mail skshouhi@mecha.ne.jp



## 平成27年度から介護保険制度が変わります

本年6月、医療法や介護保険法の改正を盛り込んだ「地域医療・介護総合確保推進法(※)」が成立し、介護保険制度が来年度(平成27年度)から改正されることとなりました。

医療・介護等の連携のもと、高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることをめざす「地域包括ケアシステム」の構築と費用負担の公平化が図られます。

※ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の略称

### 制度改正の主な内容 (10月末現在検討されている内容も含みます)

平成27年8月から

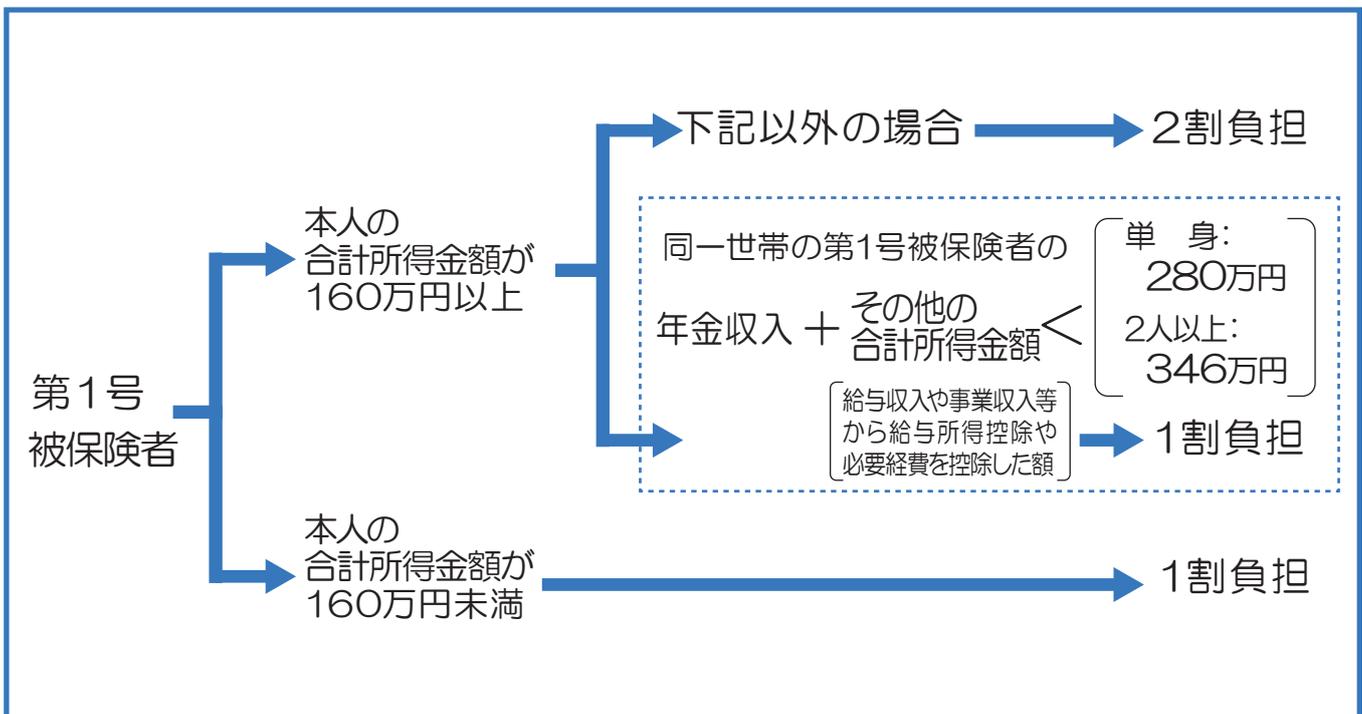
#### 1 一定以上の所得がある人は利用者負担が2割になります

現在、介護保険の利用者負担は一律で1割となっています。例えば20万円分のサービスを受けたら2万円を負担するというものです。年間で一定以上の所得がある人は、この利用者負担が2割に引き上げられます。

引き上げられるのは、第1号被保険者(65歳以上の介護保険被保険者)の合計所得金額(※1)が160万円以上かつ、その世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額の合計額が、単身で280万円、2人以上世帯で346万円(※2)以上の人となる予定です。

※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 280万円+5.5万円(国民年金の平均額)×12÷346万円



介護保険の要介護(要支援)認定を受けている人には、被保険者証とは別に、利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を平成27年7月末に送付します。

平成27年8月から

## 2 高額介護サービス費の上限額が見直されます

「高額介護サービス費」は、同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が高額になり、一定額(上限額)を超えたとき、申請により、超えた分が後から支給されるものです。

この高額介護サービス費の上限額が見直されます。

一般世帯の37,200円は据え置きとなりますが、医療保険の現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して44,400円に引き上げられる予定です。

現役並み所得の所得基準については、住民税の課税所得金額(※)が145万円以上となる予定ですが、具体的な取り扱いについては国において検討中です。

※ 課税所得金額とは、所得から基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの各種所得控除を差し引いた所得金額

### 利用者負担の上限(1か月)

平成27年7月までの所得での段階区分		平成27年8月からの所得での段階区分	
利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)	利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
●一般	37,200円	●現役並み所得者	44,400円
●住民税世帯非課税	24,600円	●一般	37,200円
<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	15,000円 (個人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> <li>老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	15,000円 (個人)
●生活保護の受給者	15,000円 (個人)	●生活保護の受給者	15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円	●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円 (個人)

平成27年4月から

## 3 特別養護老人ホーム(特養)の入所基準が見直されます

特別養護老人ホーム(特養)は、現在は要介護1から入所できますが、平成27年4月からは、より介護の必要性の高い「要介護3」以上に限定される予定です。ただし、現在入所されている要介護1~2の人は継続入所が可能です。

平成27年8月から

4 介護保険入所施設での食費や部屋代の補助が見直されます

特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所している低所得の利用者に対しては、食費・部屋代を補助する仕組みがあります。

これまで、住民税の非課税世帯をもって低所得者とし、預貯金額は関係ありませんでした。また、配偶者に十分な収入があっても、世帯分離をして補助を受けることができました。

しかし、平成27年8月から、低所得の利用者であっても、一定の預貯金(単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超)があったり、別世帯の配偶者が住民税課税者である場合は、食費・部屋代補助の対象外となる予定です。

(見直し案の内容)

預貯金	単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超は補助対象外
配偶者の所得	世帯分離しても配偶者に住民税の課税所得があれば補助対象外

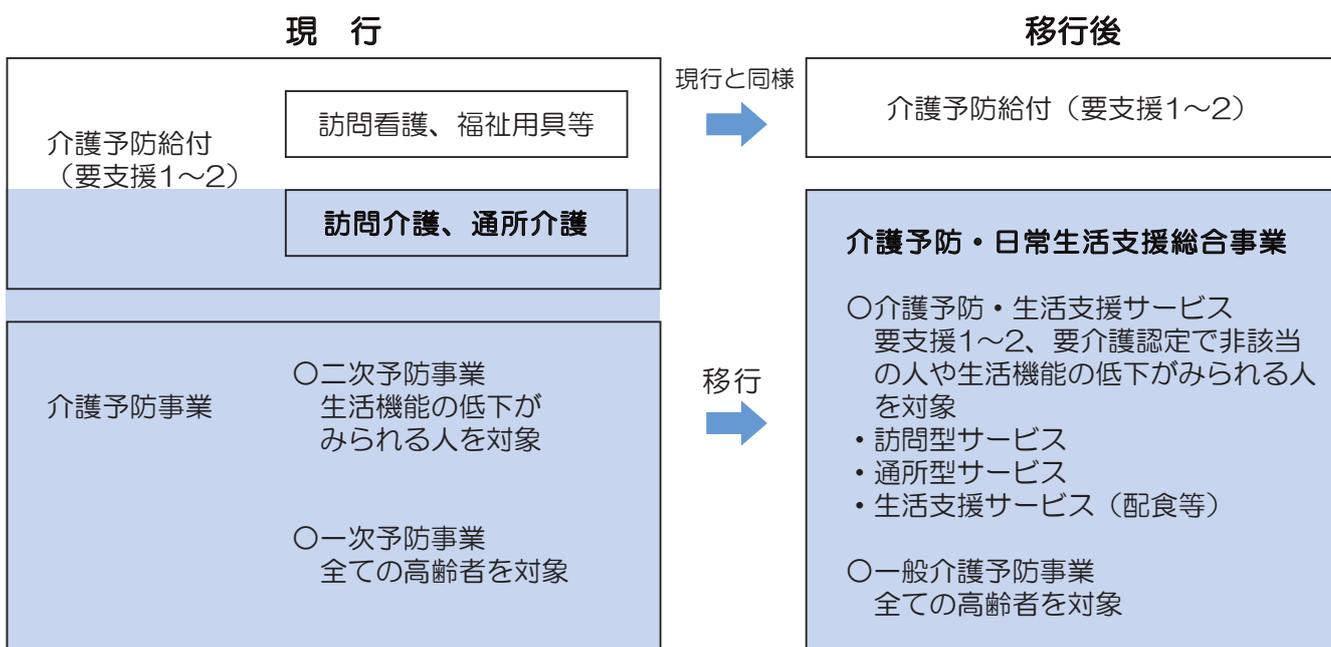
移行時期は検討中

5 要支援者に対するサービスの一部が市町村が行う事業へ移行します

要支援1・2の人が利用している介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護の2つは、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」へ移行します。

総合事業では、「訪問型サービス」「通所型サービス」に加え、「生活支援サービス」が提供されます。

総合事業への移行は、平成30年4月には完全移行となるため、現在、鈴鹿市・亀山市と鈴鹿亀山地区広域連合で移行開始時期や方法等を検討中です。



[お問い合わせ先] 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 管理グループ TEL:059-369-3204

## 適切な介護保険の運営のために

# 必要なときに、要介護（要支援）認定を受けましょう！



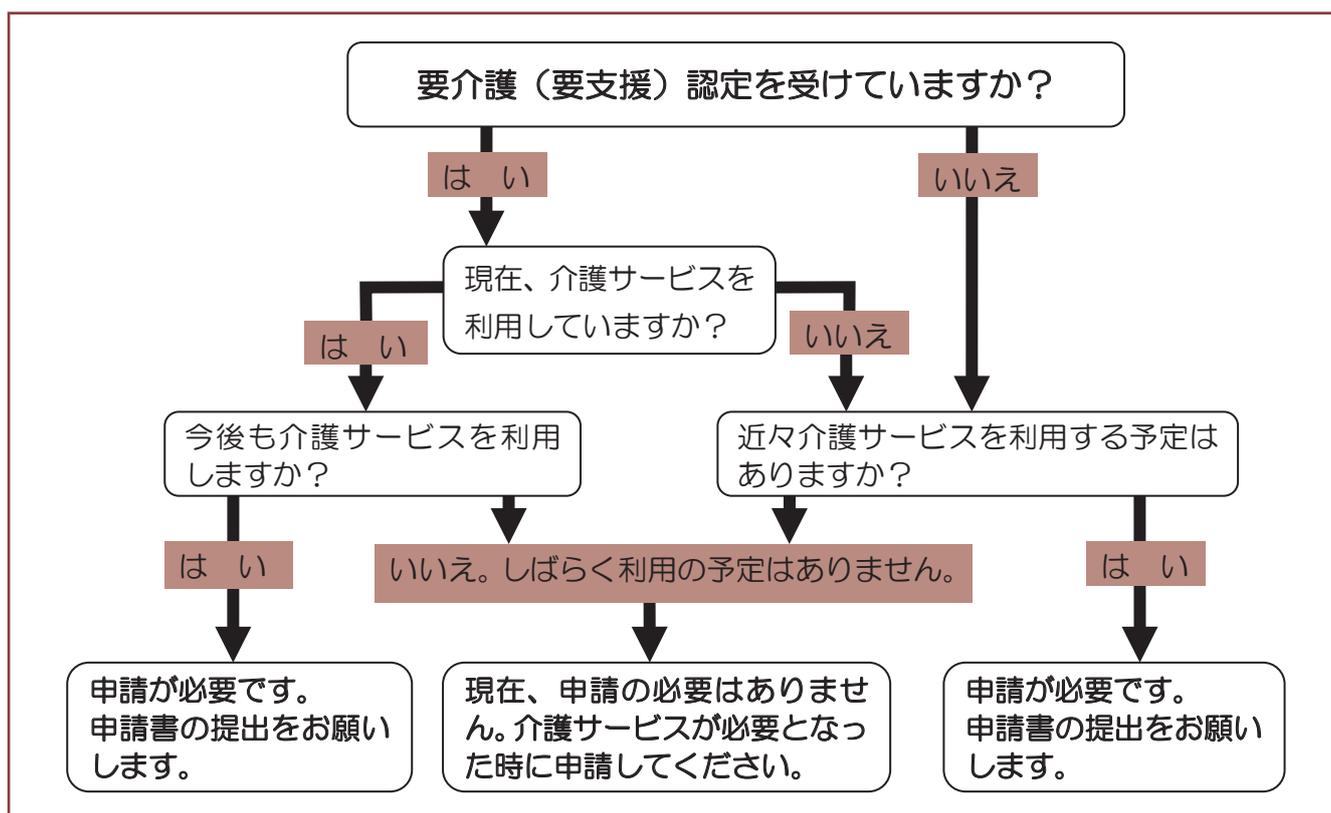
介護保険は、介護等が必要になった方が、その身体の状態に応じた「要介護（要支援）認定」を受け、「介護サービス」を利用できる制度です。

### 要介護（要支援）認定者数と介護サービス利用者数（H26年5月末現在）

「要介護（要支援）認定」を受けている人	9,562人
介護サービスを利用している人	8,039人
「要介護（要支援）認定」を受けて、介護サービスを利用していない人	1,523人

鈴鹿亀山地区では、約1,500人の方が、「要介護（要支援）認定」を受けながら、介護サービスを利用していない状況です。

新たに認定の申請をする方、認定有効期間満了に伴い更新の申請をする方は、下記の図を参考に申請していただきますようお願いします。



身体状態が急に悪くなったときなど、「要介護（要支援）認定」の申請を行い、結果が出るまでにサービスを利用できる場合もあります。

急な困り事や心配事についても、お住まいの地域を担当する「地域包括支援センター」へご相談ください。

【お問い合わせ先】 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 認定グループ TEL：059-369-3203

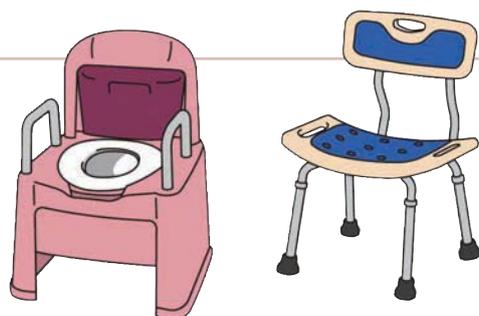
## 福祉用具は、指定を受けた販売事業所でご購入ください

日常生活の自立を助けるために購入する福祉用具は、介護保険による県の指定を受けていない販売店で購入すると保険給付できませんので、ご注意ください。

また、保険給付の支給対象となる福祉用具は、衛生管理上、貸与(レンタル)に適さない入浴や排せつに用いるものに限られ、支給できる金額には上限があります。

### 1 支給対象の種目

- ① 腰掛便座(ポータブルトイレ、据置式便器等)
- ② 入浴補助用具(シャワーチェア、浴槽台等)
- ③ 簡易浴槽
- ④ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑤ 自動排泄処理装置の交換可能部品



### 2 支給限度基準額

支給対象となる購入金額は、1年間(4月1日～翌年3月31日)で10万円までです。購入費(税込み)の全額を支払い、申請後、購入費の9割が支給されます。

### 3 購入から支給決定までの流れ

要支援1、2・要介護1～5の認定を受けた方が対象となります。

#### ● 事前相談

担当ケアマネジャーに相談してください。

ケアプラン(介護の計画書)を作成していない方は、直接、指定を受けている福祉用具販売事業者にご相談ください。

**※指定を受けていない販売店で購入した場合は支給の対象となりません。**



#### ● 内容の検討

本人・家族・ケアマネジャー・指定福祉用具販売事業者等で、本人にとってどんな福祉用具が必要か検討し、購入物品を決めます。

#### ● 福祉用具購入

指定福祉用具販売事業所で、福祉用具を購入します。

購入費用の全額を支払い、領収書・パンフレット・福祉用具販売計画書を受け取ります。

#### ● 支給申請・支給決定

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課に支給申請書類を提出してください。

審査後、支給が決定された方には「支給決定通知書」が送付され、指定口座に福祉用具購入費の9割分が振り込まれます。

**【お問い合わせ先】 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ TEL:059-369-3201**

## 高齢者の心身の弱まり「フレイル」を防ごう

介護相談員活動でデイサービスなどの施設を訪問して話をする利用者の方の中には、住み慣れた家で自分らしい暮らしをしたいと希望して、前向きに努力をしている方がたくさんいらっしゃいます。

年をとって弱るのは誰もが仕方ないと考えがちですが、前向きに努力を続けるためにも、「フレイル」とその予防法について、ご紹介します。

### 「フレイル」ってなに？

高齢者になって筋肉や活力が弱っていく段階を、日本老年医学会は「フレイル」と名付け、その予防を呼びかけています。

「フレイル」は健康と病気の「中間的な段階」で、75歳以上の多くの高齢者は、この段階を経て徐々に要支援・要介護状態に近づきます。

### フレイルの めやす

が3個以上は  
要注意！

- 1年間で4～5%の体重が減った
- 疲れやすくなった
- 筋力や握力が低下した
- 歩く速度が低下した
- 身体の活動量が低下した



### フレイルの主な予防法

- 1 十分なたんぱく質、ビタミン、ミネラルを含む食事を摂る
- 2 体操、ストレッチ、ウォーキングなどを定期的に行う
- 3 身体の活動量や認知機能などを定期的にチェックする
- 4 感染予防（ワクチンの接種等）に心がける
- 5 手術の後は栄養やリハビリなど、適切なケアを受ける
- 6 内服薬の多い人（6種類以上）は主治医と相談する

1日5,000歩を目安に歩き、  
そのうち7分30秒早歩き  
すると、効果的ですよ。



本人の自覚と周りの人のちょっとした気づきや支援で、要支援・要介護状態になる時期を遅らせることができます。

いつまでも、心身共に快適な暮らしができるよう心がけましょう。

## 広域連合議会の動き

### 10月定例会

平成26年10月3日に鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会が開催され、次の議案が原案どおり認定・可決されました。

議案第6号	平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第7号	平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第8号	平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第1号）
議案第9号	平成26年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第10号	公金の収納及び支払の事務を取り扱う金融機関の指定について

## 広域連合の財政状況

## 平成25年度決算状況

10月定例会において、平成25年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計歳入歳出決算が認定されましたので、その内容をお知らせします。

### 一般会計

単位（円）

歳入決算額	歳出決算額	差引残額
81,296,665	81,234,665	62,000

### 介護保険事業特別会計

単位（円）

歳入決算額	歳出決算額	差引残額
15,194,341,377	15,064,190,336	130,151,041

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
分担金及び負担金	78,811,723	議会費	345,998
県支出金	2,384,567	総務費	60,218,243
繰越金	62,000	民生費	0
諸収入	38,375	商工費	20,608,424
		諸支出金	62,000
		予備費	0
合 計	81,296,665	合 計	81,234,665

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
保険料	3,407,679,935	総務費	382,017,596
分担金及び負担金	2,220,100,678	保険給付費	14,279,704,638
使用料及び手数料	214,650	地域支援事業費	303,760,883
国庫支出金	3,151,487,495	公債費	0
支払基金交付金	4,158,642,881	諸支出金	98,707,219
県支出金	2,139,170,952	予備費	0
財産収入	10,704		
繰越金	109,495,064		
諸収入	7,539,018		
合 計	15,194,341,377	合 計	15,064,190,336



### 基金

単位（円）

基 金	前年度末現在高	決算年度末残高	内 容
介護給付費準備基金	150,547,366	204,641,366	普通預金 定期預貯金

発行/鈴鹿亀山地区広域連合 〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/>

E-mail [skkouiki@mecha.ne.jp](mailto:skkouiki@mecha.ne.jp)



介護保険料の納め忘れにご注意ください  
介護保険はみなさまの保険料で支えられています